

人 企 一 6 7

平成30年2月1日

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則8—12(職員の任免)の運用について」の一部改正について(通知)

「人事院規則8—12(職員の任免)の運用について(平成21年3月18日人企一532)」の一部を下記のとおり改正したので、平成30年2月1日以降は、これによってください。

記

第26条関係第2項中「(次に掲げる)」を「(これらの官職に就いていたことがある)」に改め、同項各号を削る。

以 上